

様式第 1 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準
(産業廃棄物関係)

(平成 27 年 12 月 1 日設定)
(令和 2 年 6 月 10 日一部改正)

- 1 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定(第 12 条の 7 第 1 項)については、別紙一覧中 1 のとおりとする。
- 2 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の変更の認定(第 12 条の 7 第 7 項)については、別紙一覧中 2 のとおりとする。
- 3 産業廃棄物収集運搬業(更新)許可処分(第 14 条第 1 項)については、別紙一覧中 3 のとおりとする。
※ 標準処理期間 60 日
- 4 産業廃棄物処分業(更新)許可処分(第 14 条第 6 項)については、別紙一覧中 4 のとおりとする。
- 5 産業廃棄物収集運搬業変更許可処分(第 14 条の 2 第 1 項)については、別紙一覧中 5 のとおりとする。
※ 標準処理期間 60 日
- 6 産業廃棄物処分業変更許可処分(第 14 条の 2 第 1 項)については、別紙一覧中 5 のとおりとする。
- 7 特別管理産業廃棄物収集運搬業(更新)許可処分(第 14 条の 4 第 1 項)については、別紙一覧中 6 のとおりとする。
※ 標準処理期間 60 日
- 8 特別管理産業廃棄物処分業(更新)許可処分(第 14 条の 4 第 6 項)については、別紙一覧中 7 のとおりとする。
- 9 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可処分(第 14 条の 5 第 1 項)については、別紙一覧中 8 のとおりとする。
※ 標準処理期間 60 日
- 10 特別管理産業廃棄物処分業変更許可処分(第 14 条の 5 第 1 項)については、別紙一覧中 8 のとおりとする。
- 11 産業廃棄物処理施設設置許可処分(第 15 条第 1 項)については、別紙一覧中 9 のとおりとする。
- 12 産業廃棄物処理施設変更許可処分(第 15 条の 2 の 5 第 1 項)については、別紙一覧中 10 のとおりとする。
- 13 産業廃棄物処理施設使用前検査処分(第 15 条の 2 第 5 項)については、別紙 11 のとおりとする。

- 14 産業廃棄物処理施設の変更の使用前検査処分（第15条の2の5第2項）については、別紙一覧中12のとおりとする。
- 15 産業廃棄物処理施設の定期検査処分（第15条の2の2第1項）については、別紙一覧中13のとおりとする。
- 16 産業廃棄物熱回収施設設置者認定処分（第15条の3の3第1項）については、別紙一覧中14のとおりとする。
- 17 産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可処分（第15条の4）については、別紙一覧中15のとおりとする。
- 18 産業廃棄物処理施設の設置法人の合併・分割認可処分（第15条の4）については、別紙一覧中16のとおりとする。
- 19 廃棄物再生事業者登録処分（第20条の2）については、別紙一覧中17のとおりとする。